

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		社会福祉法人に対する業務の停止又は役員解職の勧告
根拠条例・規則等名		社会福祉法
条 項		第 5 6 条 第 7 項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 電話：048-829-1253)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。 (1) 法令、法令に基づいて行う行政長の処分若しくは定款に違反したとき。 (2) 運営が著しく適正を欠くと認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 2 8 年 4 月 1 日 最終改正
備 考		